解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

長崎県佐世保市春日町二〇番一号

有限会社きくや

清算人　槇本　一樹

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

熊本県熊本市中央区上林町一番二八号

熊本第一商事株式会社

代表清算人　中村　靖子

解散公告

当社は、平成二十四年四月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

大分市大道町三丁目二番二四号

株式会社カトウ産業

清算人　中間　宏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十六日北海道知事の認可により平成二十四年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

北海道江別市江別太五六二番地の二一

社会福祉法人江翔会

代表清算人　宮内　清

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

山形県鶴岡市藤沢甲二七四番地

財団法人藤沢共栄会

代表清算人　五十嵐吉右ェ門

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十三日開催の総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

山形県東村山郡山辺町大字大蕨三一九七番地一九

社団法人山辺西部湖畔自然休養村管理公社

代表清算人　多田源四郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月二十三日付け千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

千葉県佐倉市六崎八六四番地

佐倉市貴舟台土地区画整理組合

清算人代表　櫻井　英一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月十四日開催の臨時理事会・評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

東京都中央区新川一丁目二六番一九号

財団法人中小企業情報化促進協会

代表清算人　鶴田　欣也

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

新潟県加茂市大字黒水六七七番地二

財団法人七谷保育園

代表清算人　鶴巻　嶺二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目六番一号

財団法人静岡総合研究機構

代表清算人　竹内　宏

解散公告（第一回）

当法人は平成二十三年六月三十日開催の総会の決議により、平成二十四年三月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

愛知県蒲郡市港町一八番二三号

社団法人蒲郡染織意匠保護協会

代表清算人　水藤　晴義

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

三重県尾鷲市賀田町五二六番地一

財団法人賀田山林協会

代表清算人　榎本登志彦

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十四年三月三十一日寄付行為第二十九条の規定により存立期間を満了解散したので、当財団に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

滋賀県草津市大路二丁目一一番一五号

財団法人滋賀県障害者雇用支援センター

代表清算人　山際　鉄男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

大阪市中央区難波千日前五番二五号

財団法人河原会館

代表清算人　長谷川清和

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

大阪府堺市北区百舌鳥梅北町一丁三九番地二

財団法人堺市水道サービス公社

清算人　新谷　操

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日までとする存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

山口県山口市滝町一番一号

財団法人山口県振興財団

代表清算人　西村　亘

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

長崎県佐世保市光月町八番二〇号

財団法人長崎県駐留軍離職者福祉センター

清算人　藤澤　恒昌